令和２年度

総　会　要　項

日時　　令和２年５月７日（木）午後３時１５分～
場所　　志木市立志木第二小学校　視聴覚室

総会次第

１．開会のことば
２．あいさつ
　　ＰＴＡ会長
　　学　校　長
３．来賓あいさつ
４．議　事
　　第一号議案　　令和元年度活動報告並びに決算承認の件
　　第二号議案　　令和２年度活動計画案並びに予算案の件
　　第三号議案　　役員選出の件
　　その他
５．新旧役員あいさつ
６．教職員紹介
７．閉会のことば

志木市立志木第二小学校ＰＴＡ

第一号議案

令和元年度活動報告

＜全　体　活　動＞

令和元年

５／　７　定期総会
　　１０　除草作業
　　１０　地域ＤＥ子ども見守り隊　新旧事務局会議
　　１１　市Ｐ連総会
　　１２　地域ＤＥ子ども見守り隊　集い
　　１５　第１回本部会・全体役員会　ＰＴＡ通信第１号発行
　　１８　志木二中体育祭
　　２０　ＰＴＡ会費集金・校長先生との給食会
　　２４　二小運動会前日準備協力
　　２５　二小運動会協力

６／　１　春の除草・枝おろし協力
　　５　市Ｐ連会議
　　１２　第２回本部会　ＰＴＡ通信第２号発行
　　２９　志木地区バレーボール大会

７／　３　第３回本部会・第２回全体役員会　ＰＴＡ通信第３号発行
　　市Ｐ連会議
　　５　志木市青少年育成推進員とＰＴＡとの懇談会
　　９　地域ＤＥ子ども見守り隊事務局会議・役員会議

９／　２　地域ＤＥ子ども見守り隊「朝のあいさつ運動」
　　４　第４回本部会・第３回全体役員会　ＰＴＡ通信第４号発行
　　７　市Ｐ連第５０回バレーボール大会
　　２７　地域ＤＥ子ども見守り隊事務局会議

１０／　２　第５回本部会　ＰＴＡ通信第５号発行
　　５　秋の除草・枝おろし協力
　　９　先生の日
　　１６　市Ｐ連全体研修会
　　２６　ふれあい祭り（インターネット危険性についての講習会）

１１／　６　第６回本部会・第４回全体役員会
　　６　市Ｐ連会議
　　８　地域ＤＥ子ども見守り隊事務局会議・役員会議
　　２７　ベルマーク作業
１２／　４　市Ｐ連会議
　　６　地域ＤＥ子ども見守り隊「第１４回ふれあいコンサート」前日準備
　　７　地域ＤＥ子ども見守り隊「第１４回ふれあいコンサート」
　　１１　第７回本部会

令和２年

１／１５　第８回本部会・第５回全体役員会　ＰＴＡ通信第６号発行
　　２０　地域ＤＥ子ども見守り隊「朝のあいさつ運動」
　　２１　地域ＤＥ子ども見守り隊事務局会議
　　２３　地域ＤＥ子ども見守り隊講演会・役員会議
　　２３　市Ｐ連顔合わせ・新年会
２／　６　市Ｐ連会長副課長会議
　　７　新入学児童保護者説明会
　　１２　第９回本部会
　　１４　５年生うどんづくり協力
３／　３　地域ＤＥ子ども見守り隊事務局会議
　　６　市Ｐ連会長副会長会議
　　４　第１０回本部会・第６回全体役員会・校長先生との給食会
　　１７　二小卒業式予行練習
　　１５　二中卒業式参列
　　２４　二小卒業式参列
４／　８　二中入学式参列
　　９　二小入学式参列
　　１３　地域ＤＥ子ども見守り隊「朝のあいさつ運動」
　　２５　二中定期総会・四小定期総会
　　２７　新役員選出会議
５／　７　二小定期総会
　　９　市Ｐ連総会
　　１９　地域ＤＥ子ども見守り隊　新旧事務局会議
　　３１　地域ＤＥ子ども見守り隊「集い」

本部会（年１０回）、全体役員会（年６回）、ＰＴＡ通信発行（年６回）
市Ｐ連バレーボールに向けた練習（５月～９月）
市Ｐ連会長副会長会議（年８回）
地域ＤＥ子ども見守り隊役員会議（年３回）
地域ＤＥ子ども見守り隊事務局会議（年５回）
地域ＤＥ子ども見守り隊「集い」「ふれあいコンサート」
「朝のあいさつ運動」「パトロール」

第一号議案

＜各　部　の　活　動＞

学年部

令和元年

４／２７　ＰＴＡ役員選出会議
５／　７　ＰＴＡ定期総会
５／　８　第１回部会
５／１０　運動会前除草参加
５／２２　第２回部会
５／２４　運動会前日準備参加
５／２５　第５２回運動会　新入学児童競技担当
７／１２　１学期　会計監査
　　第３回部会
９／１８　第４回部会
１０／　９　先生の日
１０／３０　第５回部会
１１／１２　校内持久走大会　前日落ち葉かき参加校内持久走大会　前日準備
１１／１３　校内持久走大会　走路安全確保担当
１２／１３　２学期　会計監査
　　第６回部会

令和２年

２／　５　第７回部会
２／２８　５年生　担任の先生へのお礼の声かけ
３／　３　１・２年生　担任の先生へのお礼の声かけ
３／　４　３・４年生　担任の先生へのお礼の声かけ
３／１４　３学期　会計監査
　　第８回部会
４／１３　役員・お手伝い希望届提出回収日
４／１４　役員・お手伝い希望届提出回収日
４／１６　役員・お手伝い選出について本部との合同シュミレーション
４／１７　新５・６年生　役員・お手伝い選出の司会進行
４／２１　新３・４年生　役員・お手伝い選出の司会進行
４／２２　新１・２年生　役員・お手伝い選出の司会進行

広報部

令和元年

５／　７　定期総会
５／１２　第１回部会　１６１号企画会議、１学期スケジュール案
５／１３　１６１号　掲載原稿（教職員写真＆アンケート）依頼
　　志木市立学校ＰＴＡ広報担当者連絡会議

５／２０　１６１号　掲載原稿（教職員写真＆アンケート）回収
５／２５　１６１号　掲載原稿（役員写真撮影/運動会時）
６／　２　第２回部会　１６１号　教員紹介・ＰＴＡ役員紹介ページ校正、
　　運動会ページ写真選定、編集
６／　８　第３回部会　１６１号原稿チェック、１６２号企画会議、
　　２・３学期行事の写真撮影担当決め
６／１７　１６１号　第１回学校チェック提出

６／２３　１６１号　第２回学校チェック提出
６／２８　１６１号　入稿
７／　６　第４回部会　１６２号企画会議、２、３学期スケジュール案
６年生のアンケート内容決め
７／１６　１６１号　配布
７／２３　市Ｐ連広報誌コンクール申し込み
１１／１７　第５回部会　１６２号企画会議
１１／２２　１６２号　掲載原稿
（校長先生、教頭先生、学校主幹の言葉写真）依頼
１２／　３　１６２号　掲載原稿（６年生のアンケート、クラス写真）依頼
１２／１７　１６２号　掲載原稿（６年生のアンケート、クラス写真）回収
１２／２０　１６２号　掲載原稿
（校長先生教頭先生学校主幹の言葉、写真）回収
１／２１　１６２号　掲載原稿（６年担任のお言葉）依頼
１／３０　１６２号　掲載原稿（６年担任のお言葉）回収

令和２年
１／１８　第６回部会　１６２号写真選定、原稿チェック、内容確認、校正
２／　８　第７回部会　　１６２号原稿チェック、内容確認、校正
２／１７　１６２号　第１回学校チェック提出
３／　２　１６２号　第２回学校チェック提出予定
３／　９　１６２号　入稿予定
３／１９　１６２号　配布予定

成人教育部
令和元年
４／２６　役員決定会　顔合わせ・引継ぎ
第１回部会
５／　７　ＰＴＡ総会
１０　給食試食会について栄養士木田先生と初回打ち合わせ
１６　いろは遊学館にて家庭教育学級説明会出席（市役所主催）
３１　「令和元年度家庭教育学級事業実施計画書（給食試食会）」市役所へ提出
６／１９　「令和元年度家庭教育学級事業実施計画書（講演会）」市役所へ提出
８／２９　第２回部会
給食試食会について栄養士木田先生と最終打ち合わせ
９／１０　「給食試食会」開催
２２　「令和元年度家庭教育学級事業実施報告書（給食試食会）」市役所へ提出
１０／１９　第３回部会
２６　講演会「インターネットと子育て」開催

令和２年
１／２４　「令和元年度家庭教育学級事業実施報告書（講演会）」市役所へ提出

校外安全部
令和元年
２／２５　新旧役員初顔合わせ・引継ぎ
３／　４　第１回部会

４／１０　第２回部会
　　新学期登校時の通学路安全指導立会い・一斉下校付き添い
５／　７　定期総会
　　１３　朝の交通安全指導
　　１５　第３回部会
　　中旬　運動会ポスター作成・掲示
　　２５　大運動会　駐輪場整備及び周辺パトロール

６／　７　第４回部会
７／　７　第１回「地域DE子ども見守り隊」役員会出席
９／２４　朝の交通安全指導
１１／１６　第５回部会
　　１８　第２回「地域DE子ども見守り隊」役員会出席

令和２年
１／　８　「新役員募集のお知らせ」配布
２／　中旬　新通学班名簿作成
　　２３　第２回「地域DE子ども見守り隊」役員会出席
　　２５　第６部会・新旧役員顔合わせ引き継ぎ部会
　　新年度通学班による一斉下校（新年度役員も参加）
５／３１　「地域DE子ども見守り隊」集い（予定

志木市交通安全母の会
令和元年
５／　８　理事会（市役所）
５／１３　朝の交通安全指導
５／１６　令和元年度総会（志木市民会館）
６／１３　理事会（市役所）
７／１６　朝の交通安全指導
７／１３　交通安全啓発活動（志木駅東口駅前広場）
９／１２　理事会（市役所）
９／２１　全国交通安全運動・街頭キャンペーン（志木駅東口駅前広場）
（雨天のため中止）
９／２４　朝の交通安全指導
９／２４～３０までの平日５日間　朝の交通安全指導
１１／２１　理事会（市役所）
１２／　２　朝の交通安全指導
１２／１０　交通安全啓発活動（志木東口駅前広場）
１２／　　お達者訪問活動（高齢者への反射材配布）

令和２年
３／　６　理事会（市役所第２仮庁舎）
５／　　春の全国交通安全運動キャンペーン
　　朝の交通安全指導
５／下旬　理事会（市役所第２仮庁舎）
６／中旬　理事会（市役所第２仮庁舎）
６／２６　令和２年度総会（志木市民会館）

卒業対策部

令和元年

６／２９　第１回部会　役割分担･スケジュール確認／祝う会出し物について検討

９／　４　第２回部会　先生との打ち合わせ

（卒業記念品／祝う会の出し物について）

１０／２６　第３回部会　今後の日程を確認／スライド作成の検討／配布物準備

１１／３０　第４回部会　保護者からの回収後の写真選定・スキャン

（スライド準備／祝う会の打ち合わせ／卒業式呼びかけについて

令和２年

１／２１　第５回部会　先生との打ち合わせ

（卒業制作費集金･仕分け／レクの打ち合わせ）

２／１５　第６回部会　祝う会打ち合わせ（スライド進捗確認）

２／２７　第７回部会　卒業を祝う会について最終確認

２／２８　卒業を祝う会　　先生へのメッセージカード回収

第８回部会　　メッセージアルバム作成

３／１７　卒業式予行練習　呼びかけ担当者リハーサル

３／２３　卒業式前準備　　鉢花のセッティング

第二号議案

令和２年度活動計画

＜全　体　活　動＞

１．環境整備作業
２．学校行事に協力
３．先生の日主催
４．ＰＴＡ会費集金
５．市Ｐ連行事に参加
６．市Ｐ連親睦バレーボール大会参加
７．ベルマーク収集
８．ＰＴＡ通信発行
９．防犯パトロール
１０．地域ＤＥ子ども見守り隊活動に協力
１１．他、会の目的を達成するための活動

１．＜各　部　の　活　動＞

学年部

１．本部及び学校との連絡調整
２．学校行事に協力
３．お知らせ等、会員への配布物印刷
４．各学級の会計監査立会い
５．新年度「役員・お手伝い選出」の司会進行

広報部

１．真富士を２回発行（編集・印刷・配布）
２．広報担当者連絡協議会に出席
３．学校行事に協力

成人教育部

１．家庭教育学級の企画・実施（講演会・講習会・給食試食会等）
２．学校行事に協力

校外安全部

１．交通安全活動（旗当番・見守り・一斉下校）
２．通学班編成
３．指定通学路の安全点検
４．地域の安全確保のための活動
５．運動会のポスター作成・駐輪場の整備・校庭見まわり
６．「地域DE子ども見守り隊」活動に協力
７．「志木交通安全母の会」活動に協力
８．学校行事に協力

卒業対策部

１．卒業記念品等の確認・検討
２．６年生卒業を祝う会（保護者出し物の準備・進行）
３．卒業式の準備（お花の発注・準備）
４．学校行事に協力

志木第二小学校ＰＴＡ会則

＜名称及び事務所＞

第１条　本会は、志木第二小学校ＰＴＡと称し、事務所を学校内におく。

＜目的＞

第２条　本会は、志木第二小学校児童の健全な成長を推進すると共に、会員相互の教養と親和を深めることを目的とする。

＜事業＞

第３条　本会は、第２条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　児童の教育に関する相互研究
①児童の教育に関する調査、研究
②教育行事の協力
③教育環境施設に関する協力

（２）　児童の福祉と生活指導に関する協力
①健康教育対策
②安全教育対策
③非行防止対策

（３）　学校と家庭との連絡ならびに親和を深める
①授業参観
②懇親会
③家庭訪問
④その他

（４）　その他目的を達成するために必要な事項

＜組織＞

第４条　本会は、志木第二小学校の保護者と職員で組織する。

第５条　本会の組織は、別表に定める。

＜役員・委員＞

第６条　本会に次の本部役員と各部委員を置く。

（１）　本部役員
①会　長　　１名
②副会長　　３名以上４名以内
③監　事　　２名
④幹　事　　若干名

（２）　委員
①専門部
学　年　部　　学級数の人数
成人教育部　　１０名程度
広　報　部　　１０名程度
②特別部
校外安全部　　通学地区割数の人数
卒業対策部　　１０名程度
臨　時　部　　必要数

（２）に規定する委員の人数は、学級数の変動により人数調整を部内間で行う。

（１）、（２）のほか顧問をおくことができる。

＜本部役員・委員の選出＞

第７条　第６条（１）、（２）に規定する本部役員及び委員は、原則として各学級より３名ずつ選出された会員の中から互選により候補者を決定する。但し、本部役員が再任された場合は、幹部会において各学級よりの選出人数を調整することができる。本部役員については総会で承認を得る。

本部役員の副会長及び幹事のうち各１名は本校の教職員をもって充てる。

本校の教職員は各部の委員となり、各部１名は相談役となる。

顧問は幹部会で推薦し、会長が委嘱する。

＜本部役員・委員の職責＞

第８条　会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職責を代理する。

委員は会長の諮問に応じ本会運営に関する事項を審議する。

監事は会計を監査する。

幹事は会長の命を受け会計、庶務、書記に従事する。

＜本部役員・委員の任期＞

第９条　本部役員及び委員の任期は顧問を除き１年とする。但し、再任を妨げない。

欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。

本部会計役員は、原則２年任期とする。

＜会議の種類と内容＞

第10条 会議は総会、幹部会、全体役員会、専門部会、特別部会とする。

（１）　総会はＰＴＡ全会員で構成し、定期総会と臨時総会に区分する。定期総会は原則毎年５月に行い、臨時総会は会長が必要と認めたとき及び会員の３分の１以上の要求があったときに開く。

定期総会は次の事項について審議決定する。

① 前年度の事業報告及び決算の承認

② 予算及び事業計画の審議決定

③ 本部役員の承認

④ 会則の改正

⑤ その他必要事項

（２）　幹部会は会長、副会長、幹事、各専門部の正副部長をもって構成し、全体役員会に関する事項及び会長が必要と認めた事項について審議する。

（３）　全体役員会は本部役員、各専門部の正副部長、特別部の正副部長で構成し、会長が必要と認めた事項の運営について協議し、議決する。また、総会に関する事項及び会長が必要と認めた事項について審議する。

（４）　専門部会、特別部会は委員を持って構成し、運営する。

校長は各種の会議に出席して意見を述べることができる。

＜会議の招集及び成立＞

第11条 会議は全て会長が招集し、議長は会長が委嘱する。

全ての会議は出席者で成立し、その議事は出席者の過半数で成立する。可否同数の場合は会長が決定する。

＜総会の招集及び成立＞

第11条の２　総会を招集するには、総会の開催の２週間前までに、会長は会員に対して書面にてその通知を発しなければならない。

前項の通知には、第１０条（１）に掲げる事項を記載するとともに、総会要項及び議決権行使の委任状そのほか必要な書類を同封しなければならない。

総会は会員（委任状を含め）の過半数の出席で成立する。

総会の議事は会員の過半数で成立する。

＜経　　費＞

第12条　本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

（１）　会費

（２）　利子

（３）　事業収入

（４）　雑収入

本会の会費は月額１６０円とする。

＜専門部・特別部＞

第13条　専門部並びに特別部は第６条（２）に示された委員によって構成する。

専門部並びに特別部の運営等については、全体役員会の議決を経て決定する。

専門部、特別部に部長、副部長を置く。

（１）　部長、副部長は委員の推薦により会長が委嘱する。

（２）　部長は、部の事業を計画し全体役員会の承認を得て、これを実施する。

（３）　副部長は、部長を補佐し、部長不在の場合はその職務を代理する。

校外安全部

（１）　校外安全部は、大塚（A・B・C）、シーズ、愛宕（１・２）、丸紅、東の森（１・２）の通学地区割により、各々１名以上必要数の委員を選出し構成する。

（２）　本委員は交通安全母の会役員を兼務する。

（３）　校外安全部は、当該年度前年の全体役員会において新部長、新副部長、及び新部員の構成について承認を得た後に、活動することができる。

臨時部は、会長が必要と認めた場合設置することができる。但し、部名、活動内容、委員数、設置期間等について全体役員会の承認を得なければならない。

＜サークル＞

第14条　本会には、ＰＴＡ会員相互の教養を高めることを目的とし、全体役員会の承認を得て、サークル活動の部をつくる事ができる。

各サークル部は、その活動に応じてサークル費を徴収することもある。

その他、本会から補助金を交付する。

＜監査＞

第15条　監査はＰＴＡ会計の収入、支出を対象に行う。

＜会計年度＞

第16条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

＜細則＞

第17条　本会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて全体役員会の議決を経て定める。

全体役員会は細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告

しなければならない。

＜個人情報＞

第18条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

＜会則の変更＞

第19条 本会の会則は総会で出席者の３分の２以上の同意を得て、変更することができる。

付則　この規約は昭和４３年５月２１日より施行する。

昭和４５年５月１４日一部改正
昭和５０年５月１４日一部改正
昭和５１年５月１０日一部改正
昭和５６年５月　２日一部改正
昭和５７年４月３０日一部改正
昭和６０年４月２５日一部改正
平成　元年２月２５日一部改正
平成　６年４月２６日一部改正
平成１０年４月２８日一部改正
平成１４年４月２５日一部改正
平成１５年４月３０日一部改正
平成１７年５月　６日一部改正
平成１９年４月２７日一部改正・追加
平成２１年４月３０日一部改正
平成２２年５月　６日一部改正
平成２３年５月　６日一部改正
平成２６年５月　７日一部改正
平成３０年５月　７日一部改正・追加

糸田　　貝川

＜慶　　弔＞

第1条　児童及び会員が下記に該当する場合には、慶弔の意を表す。

（1）　児童、会員の死亡の時は、金５、０００円を贈る。

（2）　児童、職員が学校管理下において疾病負傷等により、入院した時はつぎにより見舞金を贈る。

１カ月以上、金３、０００円

（3）　会員が災害により損害を受けた時は、金３、０００円の見舞金を贈る。

（4）　職員が転退職した場合は記念品を贈る。

特別の事情のある場合には、会長、副会長協議の上決定し、幹部会の了承を求める。

＜旅費支弁＞

第2条　本会の活動のため市外に出張した時は、下記により旅費を支給する。

（1）　交通機関を利用した場合は、その実費を支給し、日当として半日４００円、全日８００円を支給する。

（2）　自家用車を利用した場合は、バス・電車を利用したものとして計算し支給する。

なお、出張とは、公文書または会長から特に依頼のある場合をいう。

＜表　　彰＞

第3条　この会に著しく功労のあった会員に対し定期総会において表彰し、感謝状及び記念品を贈呈することができる。

＜本部役員の欠員＞

第4条　年度途中で本部役員に欠員が生じた場合は、全体役員会を構成する委員の中から選出し、会則第７条第１項の規定にかかわらず、全体役員会の承認をもって決定とする。

志木市立志木第二小学校ＰＴＡ 個人情報取扱方法

（目的）

第１条 この個人情報取扱方法は、志木第二小学校ＰＴＡ（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

（指針）

第２条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

（周知）

第３条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

（利用目的）

第４条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

（１）会費請求、管理等のための連絡

（２）文書等の送付

（３）本会役員・委員・会員名簿等の作成

（個人情報の取得）

第５条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、ＰＴＡ会長に書面で提出された、氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項とする。

（同意の取り消し）

第６条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

２ 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

（管理）

第７条 個人情報は、本会が適正に管理する。

２ 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（第三者提供の制限）

第８条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（３）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（４）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

■問い合わせ先　志木第二小学校　教頭　・　ＰＴＡ会長

（別表）

PTA組織

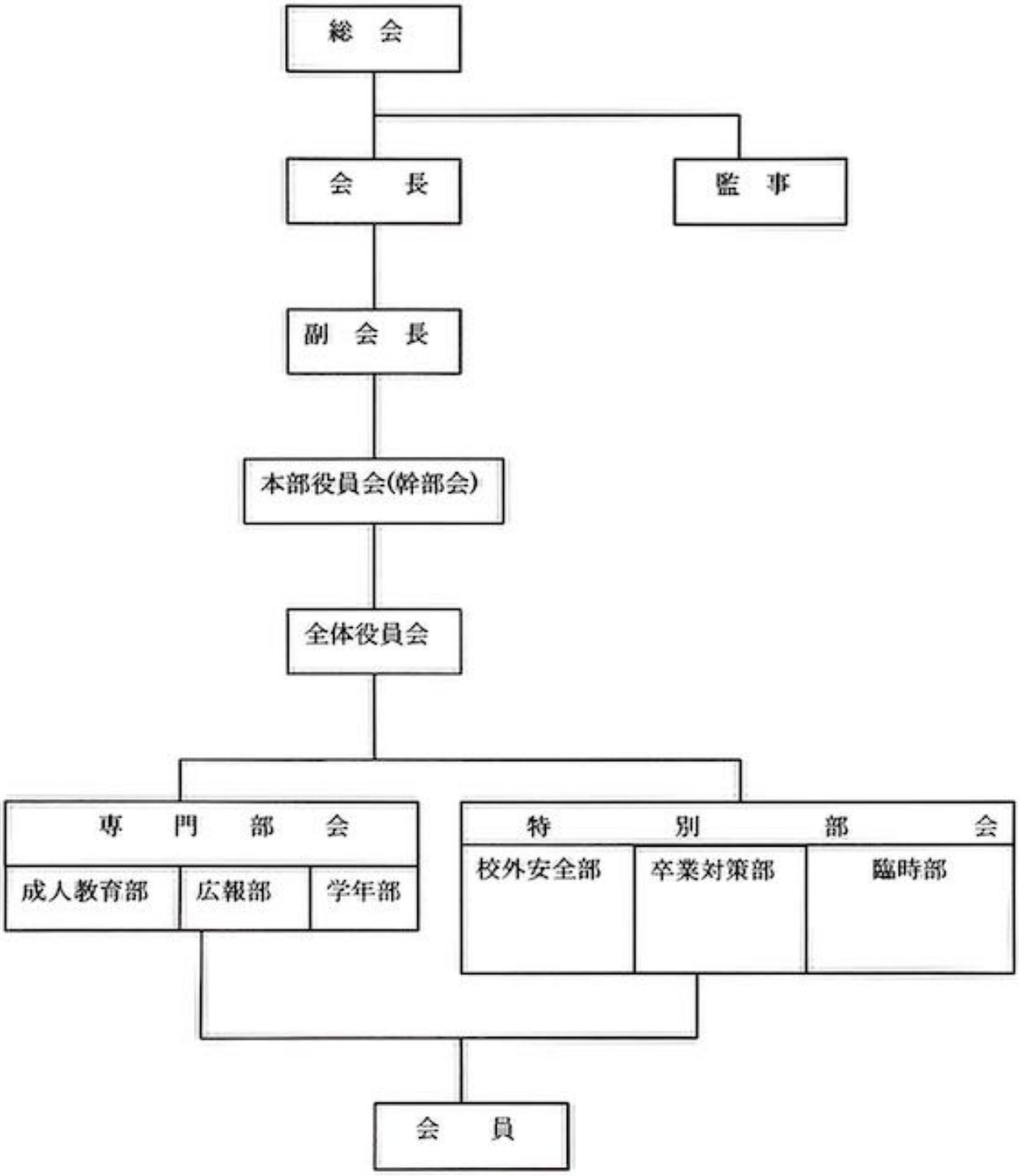
総　会
会　長
監　事
副　会　長
本部役員会(幹部会)
全体役員会
専　門　部　会
成人教育部
広報部
学年部
特　別　部　会
校外安全部
卒業対策部
臨時部
会　員

令和2年度　PTA役員割振り表

※ 役員決めにて（ ）内の人数を決定します。学年による偏りが生じますが、
役員未経験者数を元に、二巡目が生じないように配分しています。

役員選出数　66名　＝

学年部	
1年生	3
2年生	2
3年生	3
4年生	2
5年生	2
6年生	3
役員数	合計15名

＋

その他役員	
1年生	6 (0)
2年生	5 (2)
3年生	7 (5)
4年生	4 (3)
5年生	7 (3)
6年生	1 (1)
役員数	合計30名

＋

校外安全部（内定済）	
1年生	0
2年生	3
3年生	1
4年生	4
5年生	4
6年生	2
役員数	合計14名

＋

卒業対策部
6～9

本部

役員　16

監事　(2)

会長　(1)

副会長　2

幹事　14

会計	庶務	書記	見守り隊総長	学校職員
2	5	4	3	(1)

専門部

学年部	成人教育部	広報部
15	6	8

特別部

校外安全部　14

卒業対策部　6～9

※ 会長、監事及び学校職員は
役員選出人数には含みません

※個人情報がある場合には、志木市立志木第二小学校PTA個人情報取扱方法に則り適切に対処します。